(財) 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、全国高等学校体育連盟自転車競技専門部(以下「専門部」という。)が高校 自転車競技の振興を強力に推進するため、広く自転車競技関係者より、資金を調達して、健 全な自転車競技の普及と発展を図り、競技力向上を目的とする。

(会 員)

- 第2条 会員は、本会の目的及び事業の趣旨に賛同し、入会したものをもって賛助会員とする。
 - 2 会員は、専門部主催の大会でプログラムを受けることができる。

(会 費)

- 第3条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。
 - ① 個人会員 年額5,000円を1口とし、1口以上
 - ② 団体会員(会社・工場・事業所等) 年額10,000円を1口とし、1口以上

(会員証の発行)

第4条 賛助会員には会員証を発行する。

(有効期間)

第5条 賛助会員証の有効期限は毎年4月から翌年3月末までの1年間とする。

(委 任)

第6条 この規程の施行については、必要な事項は部長がこれを定める。

附則

この規程は、平成14年12月9日から施行する。